

産業廃棄物収集運搬・処分委託業務 公募型見積競争募集要項

令和 8 年 8 月

成田市教育委員会教育総務課

1 募集要項に付する事項

(1)業務名

産業廃棄物収集運搬・処分委託業務(以下「本業務」という。)

(2)目的

本業務は、成田市(以下「本市」という。)が管理する成田市内公共施設から排出される産業廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)に基づき、適正かつ円滑に収集運搬及び処分を行うことを目的とする。

(3)業務の内容

①産業廃棄物収集運搬業務

別紙「産業廃棄物収集運搬・処分委託仕様書」に示すとおり

②産業廃棄物処分業務

別紙「産業廃棄物収集運搬・処分委託仕様書」に示すとおり

(4)履行場所

別紙「産業廃棄物収集運搬・処分委託仕様書」に示すとおり

(5)履行期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

(6)見積上限額

産業廃棄物収集運搬・処分業務

上限額: 17,987,575 円(消費税及び地方消費税を除く。)

※上記見積上限額を超える見積書は無効(失格)とする。

2 参加資格及び条件

本見積競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。なお、共同見積により提出する場合は、構成員となるすべての事業者が本資格を満たさなければならない。

(1)地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。また、次のいずれにも該当しないこと。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けて 2 年間を経過しない者、又は本業務の見積書提出前 6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者。

イ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者(更生手続き開始決定を受けている者を除く。)

ウ 民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者(再生手続き開始決定を受けている者を除く。)

(2)受託者は、廃掃法に基づく以下の許可を有していること。

- ・収集運搬事業者:該当する産業廃棄物収集運搬業の許可(積込場所である成田市及び荷下ろし場所となる処分場所在地を管轄する都道府県知事等の許可双方を含むこと。)
- ・処分事業者:該当する産業廃棄物処分業の許可

- (3)処分事業者は、その処分施設が千葉県、東京都、埼玉県のいずれかに所在すること。
- (4)廃掃法第 7 条の 4 又は第 14 条の 3 の 2 に規定する欠格要件に該当しないこと。
- (5)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令を遵守し、見積価格の協調、受注調整その他競争を制限する行為を行ってはならない。なお、本項を遵守する旨及び不当な利益供与を行っていない旨を誓約する書面(以下「誓約書」という。)を本市に提出すること。

3 日程

この募集に関する日程は、次の表のとおり。

内 容	期 日
質問書の受付開始	令和 8 年 8 月 14日(金)
質問書の提出期限	令和 8 年 8 月 21 日(金) 午後 3 時までに必着
質問書への回答	令和 8 年 8 月 26 日(水)
提出書類の受付開始	令和 8 年 8 月 27 日(木)
提出書類の受付期限	令和 8 年 9 月 7 日(月) 午後 3 時までに必着
開札	令和 8 年 9 月 11 日(金)
落札者決定	令和 8 年 9 月 14 日(月)
契約	令和 8 年 9 月中旬

4 質問の受付及び回答

(1)受付期間

令和 8 年 8 月 14日(金)から令和 8 年 8 月 21 日(金)午後 3 時までに質問書(様式第 1号)にて提出のこと。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。

ただし、最終日は午後 3 時までに必着とする。

(2)提出方法

持参、郵送、電子メールによることとし、電話や窓口での質問には回答しない。

また、質問書の受付期間より後の提出は、一切認めない。

(3)提出先

「9 提出先・問合せ先」に同じ

(4)質問への回答

令和 8 年 8 月 26 日(水)に、全ての質問と回答を市のホームページに掲載するものとする。

5 参加手続

本業務の参加を希望する者は、次に示す方法で必要書類を提出すること。

(1)提出書類等(各 1 部)

- ①産業廃棄物収集運搬業務見積書(様式第 2 号)
- ②産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- ③産業廃棄物処分業務見積書(様式第 3 号)
- ④産業廃棄物処分業許可証の写し
- ⑤共同見積提出同意書(様式第 4 号)(複数の事業者による共同見積提出を希望する場合)
- ⑥誓約書(様式第 5 号)

(2)必要書類の提出上の注意点等

- ・単独事業者の場合:1者で収集運搬及び処分の両方の許可を有し単独で履行できる事業者であっても、収集運搬業務見積書と処分業務見積書を必ず別々に作成・分離して提出すること。
- ・共同見積の場合:
 - ・複数事業者の連携により共同で見積書を提出する場合は、必ず「共同見積提出同意書」を添付すること。
 - ・共同見積の場合、収集運搬事業者は単独(1者)とし、処分事業者については複数者による分担を可能とする。
 - ・共同見積提出同意書を提出する代表事業者が、収集運搬及び処分の両事業者の見積書類を取りまとめて提出すること。
- ・重複提出の禁止:共同見積を行う場合を含め、同一事業者が複数の見積書を提出することはできない(※単独許可事業者が収集運搬と処分の見積書を分けて出す場合を除く)。
- ・無効となる見積(失格要件):次のいずれかに該当する見積提出は無効とする。
 - ア 押印(実印)のない見積書、誓約書、又は共同見積提出同意書
 - イ 記載漏れ等の必要事項を欠く見積書、誓約書、又は共同見積提出同意書
 - ウ 事前公表した見積上限額を超える金額が提示された見積書
 - エ 同一事業者が提出した複数の見積書(同一事業者が収集運搬・処分を分離して提出した場合を除く)
 - オ 提出期限を過ぎて提出された書類

(3)提出方法

持参又は郵送とする。受付時間は午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。ただし最終日は、午前 9 時から午後 3 時まで。郵送の場合は、提出期間の最終日午後 3 時必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。なお、提出書類の返却は行わない。

(4)提出先

「9 提出先・問合せ先」に同じ

(5)提出期間

令和 8 年 8 月 27 日(木)から令和 8 年 9 月 7 日(月)午後 3 時まで

6 見積合わせの方法

開札時間

令和 8 年 9 月 11 日(金)午前 9 時

開札場所

成田市役所行政棟 5 階 教育総務課

(1)処分業務見積額:仕様書に示す品目ごとの1キログラム当たり単価(税抜)に各予定数量を乗じて得られた金額の合計総額(税抜)を記載すること。

(2)収集運搬業務見積額:1施設1回当たり(1立方メートル以内)の収集運搬単価(税抜)に予定回数を乗じて得られた金額の総額(税抜)を記載すること。

(3)受託候補者の決定

- ・収集運搬業務見積額(税抜)と処分業務見積額(税抜)の合計金額が最も低い者を受託候補者として特定・決定する。
- ・最低金額を提示した者が2者以上ある場合は、該当する事業者に対して直ちに連絡を行い、再度見積を実施して決定する。詳細については、対象事業者に別途連絡する

7 契約事項等

(1)契約形態

単価契約(消費税及び地方消費税別)とする。

(2)結果の公表

契約相手方の決定後、速やかに成田市ホームページ上にて結果を公表する。公表内容は決定した事業者の名称のみとする。

(3)契約の締結

受託候補者の特定後、廃掃法第12条第5項等の規定に基づき、収集運搬受託者及び処分受託者とそれぞれ個別に別個の委託契約書(収集運搬委託契約書/処分委託契約書)を取り交わすものとする。(一括契約又は再委託は認めない。)

8 留意事項

別紙「産業廃棄物収集運搬・処分委託仕様書」に示すとおり。

(1)見積書の提出に要する費用は、すべて提出者の負担とする。

(2)提出された見積書類等は返却しない。

9 提出先・問合せ先

〒286-8585

千葉県成田市花崎町 760 番地(市役所行政棟5階)

成田市教育委員会 教育部 教育総務課

電話:0476-20-1580

メールアドレス:kyosomu@city.narita.chiba.jp